監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

| 財政局 | （令和７年度） |
|---|---|
| 監　査　結　果<br>（指　摘　事　項） | 改　善　措　置 |
| ４（５）固定資産台帳の不備<br><br>固定資産台帳（令和５年度）について、以下の不備が検出された。<br><br>■除却処理もれ<br>「泉総合運動場プール管理棟」が固定資産台帳に含まれており、除却処理もれと認められる。<br><br>■記載単位の区分不備<br>同一公園敷地内の施設について、施設別に区分管理されていない施設が検出された。<br><br>■取得価額の過小計上<br>固定資産台帳上の仙台スタジアムの取得価額が 1,931 百万円となっている。<br>仙台スタジアムの建築年度は平成９年であり、建設事業費に関する情報を確認できなかったものの、仙台スタジアムの施設規模と比較し、固定資産台帳上の取得価額 1,931 百万円は明らかに過小と認められる。固定資産台帳上の取得価額が過小になっている要因が明らかではないため、取得価額の過小計上と認められる。 | <br><br>■除却処理もれ<br>令和７年度（令和６年度決算分）の更新作業にて除却処理を行った。<br><br>■記載単位の区分不備<br>関係課と連携し、正しい記載単位での台帳登録となるよう修正作業を行った。<br><br>■取得価額の過小計上<br>仙台スタジアムの取得価額については、平成 28 年度に固定資産台帳を作成した際に、正確な取得価額が把握できなかったことから、総務省作成の統一的な基準に基づき再調達原価により算定したものである。<br>指摘を受け再度調査した結果、平成９年度建設当時の資料により建設事業費が確認できたことから、これに基づき取得価額を 12,226 百万円へ修正することとした。 |